

教育委員会委託契約業者等指名選定委員会要綱

平成24年3月15日 教育長決裁
23川教庶第1107号

(目的及び設置)

第1条 教育委員会が所管する委託契約等の事務の公正かつ的確な執行を確保するため、教育委員会委託契約業者等指名選定委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 指名委員会は、次に掲げる事項について審議する。ただし、賃貸借の目的物を特定の不動産とする契約を除く。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定に関すること。
- (2) 指名競争入札における指名業者及び随意契約業者（以下「指名業者等」という。）の選定に関すること。
- (3) プロポーザル方式による指名業者等の選定に関すること。
 - ア プロポーザル方式によることの適否
 - イ 指名業者の選定（指名型プロポーザルの場合）
 - ウ プロポーザル評価委員
 - エ 評価項目及びウェイト
 - オ 評価基準
 - カ 評価結果に基づく推薦業者の選定
 - キ 随意契約業者の選定
 - ク その他
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、委託契約等に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置及び委員について別に定める場合には、前項第3号エからカに規定する事項についての審議は、指名委員会の決定により評価委員会に委任することができるものとする。ただし、この場合においても、随意契約業者の選定については、指名委員会に諮らなければならない。

(指名委員会の構成等)

第3条 指名委員会の区分及び委員構成は、別表のとおりとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、指名委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 指名委員会は、原則として毎月1回、定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 指名委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 やむを得ず欠席する場合は、2日前までに委員長に申し出て承認を得るものとする。
- 4 会議の議事は、委員長、副委員長及び出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(持回り審議案件)

第5条 前条の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ない事情により会議を招集できないときで、委員長が必要と認めた場合は、持ち回り審議により会議の開催に代えることができる。この場合、委員の過半数の決裁をもって議事が決したものとみなす。

(報告案件)

第6条 第4条の規定にかかわらず、別に定める委託契約等については、委員長の裁決をもって指名委員会の決定に代えることができる。ただし、委員長が特に認める場合は指名委員会の審議対象とする。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(留意事項)

第8条 指名委員会は、指名業者等の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 委託契約等の履行実績
- (2) 当該業務に係る委託契約等の履行についての適性
- (3) 信用状態

(指名委員会の開催手続等)

第9条 指名委員会の開催依頼、その他の必要な手続については、別に定める。

(庶務)

第10条 指名委員会の事務局を総務部庶務課に置き、その庶務は、経理係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指名委員会の運営等に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

「川崎市教育委員会委託業務等指名委員会設置要綱」

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会委託契約業者等指名選定委員会要綱

別表

区 分	委 員 長 ・ 副 委 員 長	委 員 の 構 成
【第1委員会：教育次長案件】 予算執行伺額（契約準備伺額）が5,000,000円を超える委託契約等 ただし、特命随意契約案件（プロポーザル方式を含む）については、1,000,000円を超える案件から対象とする。 その他委員長が審議対象として認めた案件	・委員長： 教 育 次 長 ・副委員長： 総 務 部 長	・教育政策室長 ・教育環境整備推進室長 ・職員部長 ・学校教育部長 ・健康給食推進室長 ・生涯学習部長
【第2委員会：部長案件】 予算執行伺額（契約準備伺額）が、5,000,000円以下の委託契約等 ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額随契）の適用となる案件及び第1委員会の案件を除く。	・委員長： 総 務 部 長 ・副委員長： 庶 務 課 長	・教育政策室担当課長 ・教育環境整備推進課担当課長 ・教職員企画課長 ・指導課長 ・健康給食推進室担当課長 ・生涯学習推進課長 ※原則、各部（室）の部（室）庶務担当の課長級職員とするが、同一部（室）内の課長級職員の代理を可とする。
		(総数8名)

※複数年契約の場合は総額で区分を決定する。